

はじめに

我が国においては、高度経済成長期から急激な人口増加と社会変化により、公共施設の整備が進められてきました。現在、その当時から建築された公共施設の建築年数は、30年以上経過しています。このような公共施設は、今後大規模改修や、修繕、建替えが必要となってきます。一方、世界経済の低迷の影響を受け、我が国の経済成長もマイナスに転じており、公債残高も増加の一途をたどっており、財政状況は危機的状況にあります。それに加え、少子高齢化に伴う社会保障費の増加、また、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少等によって、将来の財政状況はさらに厳しくなることが予測されています。

本町を含む地方公共団体においても、少子・高齢社会の進展、高度情報化時代の到来など、社会経済情勢が急速に変化をしていく中で、高度化・多様化する住民ニーズに対応し、住民の皆様に満足していただける行政サービスを提供していくことが求められており、そのためにも、財政基盤の充実と行政活動の更なる効率化が喫緊の課題となっています。

この状況下、国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)の策定を要請されることとなりました。

公共施設の老朽化は社会的な問題となっており、本町においても将来の公共施設等に係る建替えや改修などの更新費用で財政が圧迫されることが予測されています。また、その一方で将来的には人口減少等による公共施設等の利用需要の低下や税収の減少等が考えられます。

以上の現状を踏まえて、本町では早急に公共施設等の全体の状況を把握し、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。